

国営総合農地防災事業 <公共>

【令和2年度予算概算決定額 22,579 (25,190) 百万円】

【「臨時・特別の措置」を含む令和2年度予算概算決定額 23,405百万円】 (令和元年度補正予算額 4,452百万円)

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha (うち農地面積約28万ha) [令和2年度まで]

<事業の内容>

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します (農業者の申請によらず国の判断でも実施可能)。

3. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

※下線部は拡充内容

【採択基準】

- ① 受益面積 (基本) 3,000ha以上
(国営造成施設の耐震化対策の場合 500ha以上)
- ② 末端支配面積 (基本) 300ha以上

<事業実施主体>

国 (国費率: 内地 2 / 3、北海道 3 / 4)

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

国営総合農地防災事業の拡充

- 近年、局所的かつ短時間に多量の降雨、いわゆるゲリラ豪雨の発生頻度が増加していること、100ミリ以上の日降雨量の発生日数が増加していること、線状降水帯により、強度の降水が発生する可能性が全国に広がっていること等により、既設の農業排水施設の能力不足による湛水被害が発生している。
- このため、国営総合農地防災事業において、①豪雨災害対策型の創設、②重要度・緊急性を考慮した末端要件の緩和、③北海道における地盤沈下、流域開発対策（一般型）の適用により豪雨災害への対策を強化する。

国営総合農地防災事業の制度拡充

①豪雨災害対策型の創設

<事業内容>

気候変動等の影響により激甚化する豪雨を他動的要因として位置付け、豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない農業水利施設の機能向上を行う。

<実施要件>

- 受益面積がおおむね3,000ha以上
- 総事業費がおおむね100億円以上
- 末端支配面積がおおむね300ha以上
- おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物又は農業用施設に関する被害が農業所得額の10%を超過した地域であること

<一般型と豪雨災害対策型の違い>

	一般型	豪雨災害対策型
要因	流域開発、地盤沈下	豪雨の激化
事業目的	機能回復	機能向上
計画基準降雨	1/10⇒1/10	1/10⇒1/30等
受益面積	3,000ha以上	3,000ha以上
末端支配面積	300ha以上	300ha以上

②重要度・緊急性を考慮した末端要件の緩和

<拡充内容>

施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいものなど重要度が高く、緊急的に改修等の整備を要する国営造成施設を対象に、末端要件の緩和を行う。

※国営かんがい排水事業では措置済み

<末端要件>

(現行)

・300ha以上

(拡充後)

- ・基幹水利施設のうち、重要度・緊急性の高い国営造成施設 **100ha以上**
- ・上記以外 **300ha以上**

③北海道における一般型の適用

<拡充内容>

近年、北海道においても地盤沈下や流域開発等の他動的要因による農業水利施設の機能低下が生じていることから、施設の機能回復と災害の未然防止を図るため、本事業の一般型（地盤沈下、流域開発等対策）の実施を可能とする。

<実施要件>

- 受益面積がおおむね1,000ha以上
- 総事業費がおおむね100億円以上
- 末端支配面積がおおむね300ha以上